

[事案 28-219] 既払込保険料返還請求

・平成 29 年 5 月 31 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

契約時の説明不足を理由として、既払込保険料の一部返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 7 月に契約した医療保険について、掛け捨ての保険であることの説明を受けていないことから、既払込保険料の一部を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、パンフレット等を使用し、本契約は医療保障のみで満期保険金はないことを説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対する事情聴取を予定したところ、募集人の事情聴取は実施できたが、申立人の事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張を検討するためには、申立人の事情聴取により事実関係を確認することが不可欠であるが、申立人は正当な理由なく事情聴取を欠席したものと認められ、今後も事情聴取に応じる意思はないと判断されることから、裁定手続を打ち切ることとした。